

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

期中で役員になった者に対する給与

Q : 期中で役員になった者に対する給与の取り扱いはどうなりますか？

A : 役員就任後の給与が定期同額であれば、原則として、損金に算入することができます。

【解説】

役員給与の取り扱いは、今年度の税制改正で大きく変わり、損金算入するためには、給与が「定期同額給与」「事前確定届出給与」「利益連動給与」でなければならなくなりました。

ところで、お尋ねのように期中で役員になった場合の給与がどのように取り扱われるのか気になるところですが、これについては、役員に就任した後の給与の額が定期同額給与の要件(役員就任後に支給される役員給与が1ヶ月以下の一定の期間ごとで、各支給時期における支給額が同額である)を満たしていれば、その給与の額は損金算入できるとされています。

これは、使用人時における雇用契約が一旦終了して、新たに役員としての委任契約が始まるということですから、役員給与の改定とはみなされないからです。

ただし、事業年度の途中で使用人を役員にする場合は、それなりの経営上の理由や臨時株主総会を開催するなどの実態が伴っていないければなりません。

なお、定時株主総会での就任以外で役員に就任する場合には、手続き上、「事前確定届出給与」「利益連動給与」は認められないこととなります。

